

重要事項説明書（訪問介護事業）

令和7年4月1日

当事業者が提供する訪問介護の内容に関し、お客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人 島田市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	静岡県島田市大津通2番の1
電話番号	0547-35-6247
代表者職氏名	会長 山城 厚生

事業所の名称	島田市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所かわね
事業所の所在地	静岡県島田市川根町身成3100番地
介護保険事業所番号	2275400402
指定年月日	平成20年4月1日
交通の便	大井川鉄道家山駅より車で約5分
通常事業の実施区域	島田市全域

2 事業所の職員の概要

職種	資格	員数
管理者	介護福祉士	1人
サービス提供責任者	介護福祉士	1人以上
訪問介護員	介護福祉士 ホームヘルパー2級 初任者研修 准看護師	2.5人以上

3 サービスの提供日及び時間

営業日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます。）

営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

サービス提供日 月曜日から金曜日まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日についてはご相談に応じます。）

サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分まで（早朝及び夜間についてはご相談に応じます。）

4 訪問介護の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。サービスを実施するに当

たっては、関係市町村や指定介護支援事業者、また、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5 利用料金

(1) 利用料金

当事業所の訪問介護の提供（介護保険適用部分）に際し、お客様に負担していただく利用料は原則として基本料金の1割ですが、一定所得以上の方は2割又は3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担になります。

基本単位数 — 通常時間帯

	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分以上
身体介護	244単位	387単位	567単位	30分を増すごとに 左記に82単位 加算
生活援助	20分以上 45分未満 179単位	45分以上 220単位		
身体・生活 生活45分未満	309単位 身1・生1	452単位 身2・生1	632単位 身3・生1	30分を増すごとに 左記に84単位 加算
身体・生活 生活45分以上	374単位 身1・生2	517単位 身2・生2	697単位 身3・生2	30分を増すごとに 左記に84単位 加算
身体・生活 生活70分以上	439単位 身1・生3	582単位 身2・生3	762単位 身3・生3	30分を増すごとに 左記に84単位 加算

以下の加算要件に該当する場合、上記単位数に加算されます。

初回加算 200単位

緊急時訪問介護加算 100単位

介護職員等処遇改善加算Ⅲ（上記基本単位数＋加算単位数）×18.2%（1単位未満の端数四捨五入）

○当地域は山間地であり、特別地域加算として所定単位数の15%が上乘せされます。

○島田市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数（基本料金に加算減算を加えた単位数）に10.21円を乗じて得た額（1円未満の端数切捨）が基本料金となり、この1割（一定所得以上の方は2割又は3割）がお客様に負担していただく利用料金となります。

- 基本単位数に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～10時）は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。
- 一定の条件（ケアプラン等に位置付けられている）の下に2人の訪問介護員が1人の利用者に訪問介護を行ったときは、2人分の利用料金となります。
- 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている時間は、介護保険からの給付は受けられません。
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される訪問介護を行った場合に、所定の料金の1割（一定所得以上の方は2割又は3割）を負担していただきます。

（2）交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた地点からお客様のご自宅まで要した走行距離数に1km当たり50円の額を乗じた金額をご負担いただきます。

（3）その他の費用

サービスを提供するため、お客様のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となります。

（4）料金の支払方法

お客様が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算となり、口座引落となります。毎月15日頃に前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求書をお渡しし、毎月27日に引落させていただきます。

（5）キャンセル料

サービス提供実施日前日の時間までに連絡することなく、サービス利用の中止を申し出た場合、キャンセル料として、次のとおり請求することが出来るものとします。

1 サービス提供実施日前日、午後5時までにご連絡をいただいた場合	無 料
2 サービス提供実施日前日、午後5時までにご連絡をいただけなかった場合	1,000円

※お客様の急病、急な入院によるキャンセルについては、特別な理由がない限り請求しないものとします。

（6）その他

お客様の被保険者証に支払方法の変更の記載（お客様が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額をお支払いしていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、後日、島田市の窓口で証明書を提出して差額（介護保険適用部分の9割ですが、一定所得以上の方は8割又は7割）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

（1）サービスの開始

○お客様が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している事業所にご相談ください。

※ケアプランを自己作成している場合は、当事業所へ直接ご連絡ください。

○利用については、当事業所の担当職員がお客様のお宅に伺い、サービスの内容等についてご説明いたします。

○この説明書によりお客様からの同意を得た後、当事業所のサービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

○お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

○当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

この場合は、サービス終了日の10日前までに、文書によりお客様に通知します。

○自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・お客様が介護保険施設に入院又は入所した場合
- ・お客様の認定区分が要介護以外となった場合
- ・お客様が亡くなられた場合

○その他

- ・当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様やお客様の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合は、お客様は文書により通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・お客様が利用料金を6ヶ月以上滞納し、支払の勧告を再三したにもかかわらずお支払いいただけなかったとき、お客様が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書でお客様に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービスの利用の中止・変更

○サービス利用予定日の前に、お客様のご都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をお客様に提示して、協議させていただきます。

○災害（地震・台風等）やインフルエンザ等によりサービスの提供が困難であると当事業所が判断した場合は、急きょ、サービスの提供を中止、又は変更させていただく場合があります。

7 サービスの内容

当事業所がお客様に提供するサービスは、以下のとおりです。

身体介護	1 起床介助	2 就寝介助	3 排せつ介助	4 整容介助	5 食事介助
	6 衣服着脱の介助	7 清拭	8 体位交換	9 服薬介助	10 入浴介助
	11 その他（ ）				
生活援助	1 調理	2 洗濯	3 掃除	4 買物	5 薬受取り
	6 衣服入替	7 その他（ ）			

これらのサービスのうち、_____を、別紙のスケジュール表に従って提供します。

- サービスの提供は懇切丁寧にいき、サービスの提供方法について、お客様にわかりやすいように説明します。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全・衛生に常に注意を払い、特にお客様の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

8 担当の職員

- 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求め下さい。
- お客様はいつでも訪問する介護員の変更を申し出ることができます。（これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申出に応じます。）
- 当事業所は、お客様の担当の訪問介護員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護員を変更することができます。

9 緊急時の対応方法

訪問介護の提供中にお客様の容体に変化等があった場合は、直ちにお客様の主治医等に連絡します。

主 治 医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	米澤英子
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業者への周知を徹底します。
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。
- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメントの対策強化

- (1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし当事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。
 - ①身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。
 - ②セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせを言います。

14 事業に関する苦情

お客様は、当事業所の指定訪問介護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。
お客様は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口

担 当 島田市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所かわね 米澤英子
電話番号 0547-53-3895
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（月～金）

※ この他、島田市や静岡県の相談窓口で苦情を申し立てることができます。

島 田 市	担 当 窓 口	島田市役所 長寿介護課
	電 話 番 号	0547-34-3294
静 岡 県	担 当 窓 口	静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
	電 話 番 号	054-253-5590

15 その他

- (1) 第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

(事業所)

訪問介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 島田市川根町身成 3 1 0 0 番地

名 称 島田市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所かわね

説明者

(利用者)

この説明により、訪問介護に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

[ご利用者様との続柄]

島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人島田市社会福祉協議会が開設する島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね

(2) 所在地 島田市川根町身成 3100 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2.5人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日、土曜日、

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は応相談

(4) サービス提供時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、早朝及び夜間は応相談

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) その他生活等に関する相談及び助言その他要介護者等に必要な日常生活上の世話

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、実施地域を越えた地点から自宅までの実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域以外の地域において1キロメートル当たり50円を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護を提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、島田市の全域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

重要事項説明書（島田市総合事業訪問介護）

令和7年4月1日

当事業所が提供する島田市総合事業訪問介護の内容に関し、お客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人 島田市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	静岡県島田市大津通2番の1
電話番号	0547-35-6247
代表者職氏名	会長 山城 厚生

事業所の名称	島田市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所かわね
事業所の所在地	静岡県島田市川根町身成3100番地
介護保険事業者番号	2275400402
指定年月日	平成20年4月1日
指定に係る有効期間	令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
交通の便	大井川鉄道家山駅より車で約5分
通常事業の実施区域	島田市全域

2 事業所の職員の概要

職 種	資 格	員数
管 理 者	介護福祉士	1人
サービス提供責任者	介護福祉士	1人以上
訪問介護員	介護福祉士 ホームヘルパー2級 初任者研修 准看護師	2.5人以上

3 サービスの提供日及び時間

営業日	月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます。）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供日	月曜日から金曜日まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日についてはご相談に応じます。）
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分まで（早朝及び夜間についてはご相談に応じます。）

4 運営方針

要支援者又はサービス事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常

生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。サービスを実施するに当たっては、関係市町村や地域包括支援センター、また、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5 利用料金

- (1) 当事業所の島田市総合事業訪問介護の提供に際し、お客様に負担していただくご利用料金は、原則として基本料金の1割ですが、一定所得以上の方は2割又は3割となります。

基本単位数（1ヶ月当たり）

区 分	I：おおむね週1回	II：おおむね週2回	III：おおむね週3回以上
単 位 数	1, 176単位	2, 349単位	3, 727単位

- 以下の加算要件に該当する場合、上記単位数に加算されます。

初回加算 200単位

介護職員等処遇改善加算III（上記基本単位数＋加算単位数）×18.2%（1単位未満の端数四捨五入）

- 当地域は山間地であり、特別地域加算として所定単位数の15%が上乘せされます。
- 島田市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数（基本料金に加算減算を加えた単位数）に10.21円を乗じて得た額（1円未満の端数切捨）が基本料金となり、この1割（一定所得以上の方は2割又は3割）がお客様に負担していただく利用料金となります。
- 基本単位数に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～10時）は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。
- 一定の条件（ケアプラン等に位置付けられている）の下に2人の訪問介護員が1人の利用者に訪問介護を行ったときは、2人分の利用料金となります。
- 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている時間は、介護保険からの給付は受けられません。
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される訪問介護を行った場合に、所定の料金の1割（一定所得以上の方は2割又は3割）を負担していただきます。

(2) 交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた地点からお客様のご自宅まで要した走行距離数に1km当たり50円の額を乗じた金額をご負担いただきます。

(3) その他の費用

サービスを提供するため、お客様のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となります。

(4) 料金の支払方法

お客様が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算となり、口座引落となります。毎月15日頃に前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求書をお渡しし、毎月27日に引落させていただきます。

(5) その他

お客様の被保険者証に支払方法の変更の記載（お客様が保険料を滞納しているため、サービスの

提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、後日、島田市の窓口で証明書を提出して差額(基本料金の9割ですが、一定所得以上の方は8割又は7割)の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの開始

- お客様がケアプランの作成を依頼している事業所へご相談ください。
- 利用については、当事業所の担当職員がお客様のお宅に伺い、サービスの内容等についてご説明いたします。
- この説明書により、お客様から同意を得た後、当事業所のサービス提供責任者が島田市総合事業訪問介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。
- 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。ご希望の場合はお申出ください。

(2) サービスの終了

- お客様の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の10日前までに、文書によりお客様に通知します。
- 自動終了
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
 - ・お客様が総合事業のサービスが適用されない施設に入院又は入所した場合
 - ・お客様がサービス事業対象者でなくなった場合
 - ・お客様の認定区分が要支援でなくなった場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
- その他
 - ・当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様やお客様の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、お客様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。
 - ・お客様が利用料金を6ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わなかったとき、お客様が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書でお客様に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービスの利用の中止・変更

- サービス利用予定日の前に、お客様のご都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- サービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をお客様に提示して、協議させていただきます。
- 災害(地震・台風等)やインフルエンザ等によりサービスの提供が困難であると当事業所が

判断した場合は、急きょ、サービスの提供を中止、又は変更させていただく場合があります。

7 サービスの内容

当事業所の提供するサービスは、次のとおりです。

身体介護	1 起床介助	2 就寝介助	3 排せつ介助	4 整容介助	5 食事介助
	6 衣服着脱の介助	7 清拭	8 体位交換	9 服薬介助	10 入浴介助
	11 その他（ ）				
生活援助	1 調理	2 洗濯	3 掃除	4 買物	5 薬受取り
	6 衣類入替	7 その他（ ）			

○島田市総合事業訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。そのため、生活援助サービスは、例えばお客様が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、お客様がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○これらのサービスのうち、_____を、別紙スケジュール表に従って提供します。

○サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法について、お客様にわかりやすいように説明します。

○サービスの提供に用いる設備、器具等については安全・衛生に常に注意を払い、特にお客様の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

8 担当の職員

○職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。

○お客様はいつでも訪問する訪問介護員の変更を申し出ることができます。（これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申出に応じます。）

○当事業所は、お客様の担当の訪問介護員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護員を変更することができます。

9 緊急時の対応方法

島田市総合事業訪問介護の提供中にお客様の容体に変化等があった場合は、直ちにお客様の主治医等に連絡します。

主治医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	米澤英子
-------------	------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業者への周知を徹底します。

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメントの対策強化

(1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

(2) ご利用者またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし当事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。

①身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

②セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせを言います。

14 苦情処理

お客様は、当事業所の島田市総合事業訪問介護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。

お客様は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

苦情相談窓口： 担 当 島田市社会福祉協議会 かわね事業所 米澤英子
電話番号 0547-53-3895
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（月～金）

※ この他、島田市や静岡県の相談窓口で苦情を申し立てることができます。

島 田 市	担 当 窓 口	島田市役所 長寿介護課
	電 話 番 号	0547-34-3294
静 岡 県	担 当 窓 口	静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
	電 話 番 号	054-253-5590

15 その他

第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

(事業所)

島田市総合事業訪問介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 島田市川根町身成 3 1 0 0 番地

名 称 島田市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所かわね

説明者 ⑩

(利用者)

この説明により、島田市総合事業訪問介護に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 ⑩

(代理人)

住 所

氏 名 ⑩

[ご利用者様との続柄]

島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね運営規程（総合事業訪問介護）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人島田市社会福祉協議会が開設する島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね（以下「事業所」という。）が行う島田市総合事業訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援者又はサービス事業対象者に対し、適正な総合事業訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者又はサービス事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 総合事業訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね

（2）所在地 島田市川根町身成3100番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）サービス提供責任者 1人

サービス提供責任者は、事業所に対する総合事業訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、総合事業訪問介護計画の作成等を行う。

（3）訪問介護員等 2.5人以上

訪問介護員等は、総合事業訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（1）営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

（2）営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（3）サービス提供日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

の日は応相談

(4) サービス提供時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、早朝及び夜間は応相談

(総合事業訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 総合事業訪問介護の内容は次のとおりとし、総合事業訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該総合事業訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) その他生活等に関する相談及び助言その他要支援者又はサービス事業対象者に必要な日常生活上の世話

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う総合事業訪問介護サービスに要した交通費は、実施地域を越えた地点から自宅までの実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域以外の地域において1キロメートル当たり50円を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、総合事業訪問介護を提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、島田市の全域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年6回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

